

# 山口県報

平成26年  
10月14日  
(火曜日)



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県条例第三十四号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定居宅介護支援（第三条―第十二条）

第三章 基準該当居宅介護支援（第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

### 目 次

○ 条 例	
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	一
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	四
薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	八
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	一八
就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	一八
山口県営住宅条例の一部を改正する条例	二〇

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第二条 指定居宅介護支援事業者の指定に係る法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。

## 第二章 指定居宅介護支援

（一般原則）

第三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）に不当に偏することのないよう、公正中立にその事業を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（従業者）

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を置かなければならない。

（管理者）

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 指定居宅介護支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業所の管理上支障がない場合に限る。）は、この限りでない。

（設備）

第六条 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（重要事項の説明等）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第八条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（清潔の保持等）

第九条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第十条 指定居宅介護支援事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（苦情の処理）

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 基準該当居宅介護支援

(準用)

第十三条 前章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三十五号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(位置等)

第二条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切であり、かつ、園児が通園する際に安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第三条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

2 園舎には、職員室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所並びに飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室については、それぞれ兼用することができる。

3 満二歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定こども園の園舎には、前項に規定する設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

4 満三歳以上の子どものみを入園させる幼保連携型認定こども園であつて、園児に対する食事の提供について、第九条において読み替えて準用する児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三号)第二十九条前段に規定する方法により行うものにあつては、第二項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園において行う必要がある調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。

5 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事を提供する園児の数が二十人に満たない幼保連携型認定こども園にあつては、第二項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えなければならない。

6 前四項に定めるもののほか、第一項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(園具及び教具)

第四条 幼保連携型認定こども園には、第六条の学級の数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等との設備の兼用)

第五条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用することができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。

(学級の編制)

第六条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育を行うため、満三歳以上の園児については、規則で定めるところにより、学級を編制するものとする。

(職員)

第七条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに規則で定める員数の当該学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭をもって兼ねさせ、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園には、規則で定める員数の園児の教育及び保育(満三歳に満たない園児については、その保育)に直接従事する職員を置かなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、規則で定める員数の調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

(他の学校又は社会福祉施設の職員との兼務)

第八条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の準用)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第二項第一項、第二項及び第四項、第四条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十三条第一項並びに第二十九条前段の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第二条第一項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)

第十三条第一項		第十一条		第十条	第七条第二項		第七条第一項		第五条並びに第六条第一項及び第二項	第二条第四項及び第四条第一項	第二条第二項	
入所者	その児童等	入所中の児童等に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項	児童福祉施設の長	当該児童	入所中の児童	児童の	社会福祉施設	第十四条	入所者	入所者	法	児童の
園児	園児	法第四十七条第三項	認定こども園法第十四条第一項の園長	当該園児	園児	園児の	学校、社会福祉施設等	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年山口県条例第三十五号）第五条	園児	園児	認定こども園法	園児の

第二十九条前段

第七条第一項

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第九条において読み替えて準用する第七条第一項

幼児

園児

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二十三の項中

卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可

一件につき

七千二百二十円

を削り、

高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

を

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可

に、「賃貸業の許可の更新」を「貸与業の許可の更新」に、



再生医療等製品製造 販売業許可 体外診断用医薬品製 造販売業許可 第三種医療機器製造 販売業許可	一件につき 一件につき 一件につき	十四万九千四百八十円 十二万六千九百八十円 七万六千五百七十円
第三種医療機器製造 販売業許可	一件につき	七万六千五百七十円
再生医療等製品製造 販売業許可 体外診断用医薬品製 造販売業許可 第三種医療機器製造 販売業許可	一件につき 一件につき 一件につき	十六万四千百八十円 十四万四千五百八十円 十万七千四百八十円
第三種医療機器製造 販売業許可	一件につき	十万七千四百八十円
再生医療等製品の販 売業の許可の更新 配置従事者身分証明 書の交付 療機器等」に、「賃貸業の許可証」を「貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証」に改め、同表二十四の項の(一)中	一件につき 一件につき 一件につき	七千二百二十円 一万四千四十円 二万九千四十円
配置従事者身分証明 書の交付	一件につき	七千二百二十円

に改め、同項の(三)から(五)までを次のように改める。

を

に改め、同項の(二)中

を

を

に、「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医

<p>医薬部外品の製造業</p>	<p>(4) 薬局製造販売 医薬品の製造に係るもの</p>	<p>(3) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第一項第五号に掲げるもの(4)に掲げるものを除く。</p>	<p>(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第一項第四号に掲げるもの(4)に掲げるものを除く。</p>	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第六十号)以下この項において「医薬品医療機器等法」といふ。施行規則第二十六條第一項第三号に掲げるもの</p>	<p>可 医薬品の製造業の許 (三) 医薬品等の製造業の許可等</p>
	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	
	<p>一万千四十円</p>	<p>五万二千五百七十円</p>	<p>九万四千九百八十円</p>	<p>九万九千八百八十円</p>	

<p>体外診断用医薬品の 製造業の登録</p>	<p>医療機器の製造業の 登録</p>	<p>(2) 医薬品医療機 器等法施行規則 第二十六条第三 項第二号に掲げ るもの</p>	<p>(1) 医薬品医療機 器等法施行規則 第二十六条第三 項第一号に掲げ るもの</p>	<p>化粧品製造業の許 可</p>	<p>(3) 医薬品医療機 器等法施行規則 第二十六条第二 項第三号に掲げ るもの</p>	<p>(2) 医薬品医療機 器等法施行規則 第二十六条第二 項第二号に掲げ るもの</p>	<p>(1) 医薬品医療機 器等法施行規則 第二十六条第二 項第一号に掲げ るもの</p>	<p>の許可</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>		<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	
<p>三万九千八百四十円</p>	<p>三万九千八百四十円</p>	<p>三万七千二百七十円</p>	<p>四万四千七十円</p>		<p>三万七千二百七十円</p>	<p>四万四千七十円</p>	<p>四万八千六百七十円</p>	

<p>(1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第二項第一号に掲げるもの</p>	<p>(4) 薬局製造販売に係るもの</p>	<p>(3) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第一項第五号に掲げるもの(4)を除く。</p>	<p>(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第一項第四号に掲げるもの(4)を除く。</p>	<p>(1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第一項第三号に掲げるもの</p>	<p>医薬品の製造業の許可</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>(四) 医薬品等の製造業の許可等の更新</p>
<p>二万八千三百七十円</p>	<p>五千六百三十円</p>	<p>二万六千四百七十円</p>	<p>五万二千百七十円</p>	<p>五万五千五百七十円</p>	

<p>医薬品の製造業 (1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第一</p>	<p>(五) 医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可</p>	<p>体外診断用医薬品の製造業の登録 医療機器の製造業の登録 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第三項第二号に掲げるもの</p>	<p>(1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第三項第一号に掲げるもの</p>	<p>化粧品製造業の許可 (3) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第二項第三号に掲げるもの</p>	<p>(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第二項第二号に掲げるもの</p>
<p>一件につき</p>		<p>一件につき 一件につき 一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>八万九千八百七十円</p>		<p>二万五千円 二万五千円 二万六千四百七十円</p>	<p>二万八千七十円</p>	<p>二万六千四百七十円</p>	<p>二万八千七十円</p>

(1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第三項第一号に掲げるもの	化粧品 の 製 造 業	一件につき	四万百七十円
(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第二項第二号に掲げるもの	(3) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第二項第三号に掲げるもの	一件につき	四万百七十円
(1) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第二項第一号に掲げるもの	医薬部外品の製造業	一件につき	四万三千六百七十円
(3) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第一項第五号に掲げるもの	(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第一項第四号に掲げるもの	一件につき	四万四千七百七十円
(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六條第一項第四号に掲げるもの	項第三号に掲げるもの	一件につき	八万四千百七十円

(2) 医薬品医療機器等法施行規則第二十六条第三項第二号に掲げるもの

一件につき

三万三千七百七十円

別表第一の5の表二十四の項の(八)中「薬事法施行規則」を「医薬品医療機器等法施行規則」に、「同条第三項第一号又は同条第五項第二号」を「又は同条第二項第一号」に、「医薬部外品若しくは医療機器」を「若しくは医薬部外品」に、「同条第二項第二号、同条第三項第二号又は同条第五項第三号」を「又は同条第二項第二号」に、「同条第二項第三号、同条第三項第三号又は同条第五項第四号」を「又は同条第二項第三号」に改め、同項の(十)中「若しくは医療機器」を「医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品」に、「若しくは製造業又は」を「、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品製造業若しくは」に改め、「許可証」の下に「又は医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証」を加え、別表第一の7の表二十二の項中

卸売一般販売業に係る動物用医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可

一件につき

七千四百二十円

を削り、

動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

を

動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

に、「賃貸業の許可の更新」を「貸与業の許可の更新」に、

動物用医薬品に係る配置従事者身分証明書交付

一件につき

七千四百二十円

を

動物用再生医療等製品の販売業の許可  
動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新

一件につき

三万四千四十円

一件につき

一万四千四十円

に改め、「動物用医薬品の販売先等変更許可証」

動物用医薬品に係る  
配置従事者身分証明  
書の交付

一件につき

七千四百二十円

を削り、「又は動物用高度管理医療機器等」を、「動物用高度管理医療機器等」に、「賃貸業の許可証」を「貸与業の許可証又は動物用再生医療等製品販売業許可証」に改める。

(山口県地方薬事審議会設置条例の一部改正)

第二条 山口県地方薬事審議会設置条例(昭和三十六年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(山口県食の安心・安全推進条例の一部改正)

第三条 山口県食の安心・安全推進条例(平成二十年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の5の表二十三の項の改正規

定( 卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可

一件につき

七千二百二十円

を削り、

高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

を

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可

に改める部分及び

配置従事者身分証明書  
の交付

一件につき

七千二百二十円

を

再生医療等製品の販売業の許可

一件につき

二万九千四十円



再生医療等製品の販売業の許可の更新 配置従事者身分証明書 の交付	一件につき 七千二百二十円	に改める部分（再生医療等製品の販売業の許可に係る部分に限る。）
--	------------------	---------------------------------

卸売一般販売業に係る動物用医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可	一件につき 七千四百二十円	を削り、 動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可 を
-----------------------------------	------------------	---------------------------------------

動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	一件につき 七千四百二十円	に改める部分、 動物用医薬品に係る配置従事者身分証明書の交付 を
--------------------------	------------------	--

動物用再生医療等製品の販売業の許可	一件につき 三万四千四十円	に改める部分（動物用再生医療等製品の販売業の許可に係る部分に限る。）及び「動物用医薬品の販売先等変更許可証」を削る部分に限る。並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新	一件につき 一万四千四十円	
動物用医薬品に係る配置従事者身分証明書の交付	一件につき 七千四百二十円	

可に係る部分に限る。）及び「動物用医薬品の販売先等変更許可証」を削る部分に限る。並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（山口県使用料手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

2 平成二十六年十一月二十四日までの間における業事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請については、第一条の規定による改正後の山口県使用料手数料条例別表第一の5の表二十三の項及び別表第一の7の表二十二の項中「貸与業」とあるのは、「賃貸業」として同条例第二条第一項の規定を適用する。

3 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の薬事法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品等のGMPへの適合性調査の申請に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第三十七号**

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県医療施設耐震化臨時特例基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年十月二十四日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第三十八号**

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例の一部改正）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

第一条中「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改める。

第二条を削る。

第三条の前の見出しを「(認定の要件)」に改め、同条第一号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同条第一号の二中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」に、「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条第一号の四中「保育」を「教育及び保育」に改め、同条第四号中「子どもの」の下に「教育及び」を加え、同条第五号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第六号中「保育所又は認可外保育施設」を「保育所等」に改め、同条第九号ただし書を次のように改める。

ただし、調理室については、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 満三歳に満たない子どもの保育を行わない場合であつて、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、第三十七号ただし書に規定する方法による場合

ロ 施設が幼稚園である場合であつて、当該幼稚園内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が二十人に満たない場合(当該方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えている場合に限る。)

第三条第十四号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第十五号中「内容は、」の下に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第十条第一項の規定により主務大臣が定めた事項をいう。)を踏まえるとともに、」を加え、同条第二十四号イ中「集団的に行う活動を充実し、及び年齢を異にする子ども間の交流を図る」を「年度の初日の前日において年齢を同じくする子どもについて編制される学級により集団的に行われる活動の中で子どもが遊びを中心とする活動に主体的に取り組むことにより心身の発達が促される機会を与える」に改め、同号ロ中「同一の施設において」を「共に」に改め、同条第二十五号ロ中「を異にする子どもが同一の施設で」を「異なる子どもが共に」に改め、同号ト中「子どもの健康状態」を「健康状態」に改め、同条第二十九号中「省令」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号)」に改め、同条第三十一号及び第三十二号中

「保育に欠ける子ども」を「保育を必要とする子ども」に改め、「対する」の下に「教育及び」を加え、同条第三十七号中「第九号の調理室」を「施設内」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第七号まで」の下に「、第九号」を加え、同条第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第二号中「幼保連携施設（幼稚園及び認可外保育施設で構成するものに限る。）」を「連携施設」に改め、同条第四号及び第五号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 保育室又は遊戯室、運動場又は屋外遊戯場及び調理室を設けていること。ただし、調理室については、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 前条第九号イに掲げる場合

ロ 連携施設内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が二十人に満たない場合（当該方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えている場合に限る。）

第四条第七号中「幼保連携施設が幼稚園及び認可外保育施設で構成するものである場合は、」を削り、同条第八号及び第九号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条を第三条とする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項から第十二項までを削る。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

## 山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「支援給付（」の下に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第二項の支援給付及び」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 当分の間、平成二十三年三月十一日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域その他これに準ずる地域として規則で定める地域に居住していた者については、第七条第三項の規定の適用については同項各号に掲げる者とみなし、第九条第三項の規定の適用については同項各号に掲げる者とみなす。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十六年十月十四日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市